

新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業)

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、認定新規就農者が経営開始時に経営発展のための機械・施設等の導入を行う際に親元就農も含めて支援します。

区分	内容
申請者	49歳以下で令和4年度または令和5年度中に新たに農業経営を開始する認定新規就農者
対象となる事業	機械（軽トラ等汎用機械除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等
補助率	国 1 / 2、県 1 / 4（本人 1 / 4）
支援額	補助対象事業費上限1,000万円 「経営開始資金」の交付を受ける者は対象事業費上限500万円
募集期間	下記までお問い合わせください。
お申込先	市町の農業関係部署
その他	取組計画に応じた事業採択方式です
お問い合わせ先	お近くの市町の農業関係部署 又はお近くの農林事務所

お問い合わせ先

◇最寄りの市町の農業関係部署

お手数ですがHP等にて御確認をお願いします。

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

◇県庁窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2629
E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp